

別記第四十九号様式中「㊦」を削り、

「年 月 日提出した選挙公報掲載文を撤回(修正)したいので申請します。」

「年 月 日提出した選挙公報掲載文を撤回(修正)したいので申請します。」

備考 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

改める。

別記第五十三号様式中「㊦」を削る。

別記第五十八号様式中「㊦」を削り、同様式備考②次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

原記第六十一号様式中「㊦」を削り、同様式備考②次のように加える。

備考

1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、

この限りではありません。

別記第五十九号の二様式中「㊦」を削り、同様式備考②次のように改める。

備考

1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

原記第六十号様式中「㊦」を削り、同様式備考②次のように改める。

6 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

原記第六十一号様式中「㊦」を削り、同様式備考②次のように改める。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第六十一号の二様式中「㊦」を削り、同様式備考②次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

原記第六十四号様式中「㊦」を削り、同様式備考②の二様式中「㊦」を削る。

原記第六十八号様式中「㊦」を削り、同様式備考②次のように改める。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

原記第六十九号様式中「㊦」を削り、同様式備考②次のように改める。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第六十九号の二様式中「㊦」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出を行うてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第六十一号様式中「㊦」や「㊧」を削り、別記第六十四号様式中「㊦」や「㊧」を削り、同様式注釈を次のように定める。

- 注意
- 1 ポスターの種類ごとに各1枚のポスターを添付してください。
 - 2 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第七十六号様式中「㊦」を削り、

| | |
|-----------|--|
| 既 受 領 枚 数 | |
| 申 請 枚 数 | |

| | |
|-----------|--|
| 既 受 領 枚 数 | |
| 申 請 枚 数 | |

注意 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第六十七号様式中「㊦」や「㊧」を削り、同様式注釈を次のように定める。

- 注意
- 1 ポスターの種類ごとに各1枚のポスターを添付してください。
 - 2 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第六十四号様式中「㊦」や「㊧」を削り、

「 政 談 演 説 会 開 催 届 出 書 交 付 番 号 第 号 」

「 政 談 演 説 会 開 催 届 出 書 交 付 番 号 第 号 」

東京都選挙管理委員会

注意 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

改める。

別記第八十二号様式中「㊦」を削る。

別記第八十三号様式中「㊦」を削り、同様式注釈に次のように加える。

- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第八十四号様式中「㊦」を削り、同様式注釈を次のように定める。

- 注意
- 1 ビラの種類ごとに、見本1枚を添付してください。
 - 2 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うてください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第八十六号様式中「㊦」を削る。

別記第八十八号様式を次のように改める。

第八十八号様式 削除

別記第八十九号様式中「第110条」や「第105条」に改める。

別記第九十号様式中「第百十三条」を「第百八条」に改

める。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

規 則 (人)

東京都人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十八日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二号

東京都人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則

附則

東京都人事委員会傍聴規則(平成二十八年東京都人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。別記第二号様式及び第三号様式中「**四**」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第五号

東京都水道局図書類取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十八日

東京都水道局長 浜

佳葉子

東京都水道局図書類取扱規程の一部を改正する規程

附則

東京都水道局図書類取扱規程(平成十二年東京都水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第六条第三項中「パーソナルコンピュータ」を「電子計算機」に改める。

別記第一号様式中

| | |
|---|---|
| 種 | 別 |
| 種 | 別 |
| 種 | 別 |
| 種 | 別 |

削る。

附則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局図書類取扱規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するこ

公 告

東京都教育委員会職員等の表彰について

東京都教育委員会職員表彰規程(昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号)第一条及び第二条の規定に基づき、令和二年十二月十日に表彰された者は、次のとおりである。
令和三年三月十八日

東京都教育委員会

一 個人表彰(教職員・立志賞)

小 学 校

氏 名 職 名 主 取 組

松永 由貴 文京区立小日向台町小 特別支援教育の

学校教諭 学校教諭 推進

氏 名 職 名 主 取 組

打野 里奈 武蔵村山市立第二中学 部活動指導の推

校教諭 高等学校 進

氏 名 職 名 主 取 組

橋本 拓興 東京都立大崎高等学校 教科指導の推進

教諭 教諭

永田 晃平 東京都立雪谷高等学校 教科研究への貢

教諭 教諭 献

緑川 智也 東京都立六郷工科高等 ICT機器を活

学校教諭 学校教諭 用した授業改善

水野 雄人 東京都立芦花高等学校 学習指導及び部

教諭 教諭 活動指導の推進

田川 奈緒子 東京都立富士高等学校 ICT機器を活

教諭(兼 東京都立富 用した授業改善

士高等学校附属中学 校)

山下 創 東京都立秋留台高等学 学校運営の推進

校主任教諭 校主任教諭

今井 陽子 東京都立秋留台高等学 教科指導の推進

校教諭 校教諭

田口 良 東京都立三宅高等学校 学習指導及び部

活動指導の推進

氏 名 職 名 主 取 組

吉田 有里 東京都立立川ろう学校 教科指導の推進

教諭 教諭

神谷 健太 東京都立町田の丘学園 作業学習の改善

教諭 教諭

奥村 遼 東京都立高島特別支援 特別支援教育の

学校教諭 学校教諭 推進

武田 萌 東京都立調布特別支援 教科指導の推進

学校教諭 学校教諭

高瀬 晴加 東京都立志村学園教諭 特別支援教育の

推進

紺野 大輔 東京都立水元小合学園 学校運営への貢
 教諭 献

二 個人表彰(教職員)

氏名 職名 学校

平田 耕介 新宿区立津久戸小学校 主たる功績
 指導教諭 図画工作科教育の推進

戸田 敬 文京区立駒本小学校主 特別支援教育の
 任教諭 推進

西澤 讓 台東区立東泉小学校主 課外音楽活動教
 幹教諭 育の推進

菊池 えり子 台東区立東浅草小学校 保健指導、特別
 主幹教諭 支援教育の充実

中込 圭 江東区立第一亀戸小学 保健体育科教育
 校主幹教諭 の推進

古矢 磨佐人 世田谷区立旭小学校主 学校運営の推進、
 幹教諭 人権教育の推進

中村 優太 荒川区立赤土小学校主 教科指導(道
 任教諭 徳)の推進

山口 貴士 荒川区立汐入小学校主 情報教育・特別
 幹教諭 支援教育の推進

海沼 秀樹 板橋区立志村第六小学 国語科教育の推
 校主幹教諭 進

奥田 孝司 葛飾区立新宿小学校主 体育科教育の推
 幹教諭 進

上原 浩子 葛飾区立原田小学校主 音楽科教育の推
 幹教諭 進

平澤 彬 八王子市立緑が丘小学 体育科教育の推
 校指導教諭 進

松井 健彦 八王子市立七国小学校 学校運営(指導
 主幹教諭 力向上)の推進

佐藤 眞由美 八王子市立式分方小学 国語科教育の推
 校主幹教諭 進

宮本 和子 八王子市立陶鎔小学校 学校運営(指導
 主幹教諭 力向上)の推進、
 生活指導の充実

高瀬 誠哉 小金井市立小金井第一 人権教育の推進
 小学校主幹教諭

児玉 正教 国分寺市立第三小学校 社会科教育の推
 指導教諭 進

高橋 三郎 福生市立福生第七小学 特別支援教育の
 校主任教諭 推進、ICT活
 用の推進、言語
 障害に関する基
 礎・実践的研究

堀越 昌司 福生市立福生第三小学 教務担当として、
 校主幹教諭 教育課程の適正
 な管理と学校経
 営への貢献

高山 夏樹 武蔵村山市立第七小学 学校運営の推進
 校主幹教諭

山内 卓司 文京区立茗台中学校主 生活指導、授業
 幹教諭 改善、部活動の
 推進

大塚 隆弘 江東区立深川第一中学 特別活動の推進、
 校主幹教諭 部活動指導の推
 進

宮内 将之 世田谷区立船橋希望中 野球部顧問とし
 学校主幹教諭 ての指導と大会
 運営への貢献

内藤 理恵 世田谷区立駒沢中学校 理科教育の推進
 主任教諭

庄司 直也 渋谷区立笹塚中学校主 ICT教育の推
 幹教諭 進

福崎 裕崇 荒川区立第四中学校主 安全教育、その
 任教諭 他(被災地訪問

五十嵐 智 荒川区立第一中学校主 音楽科及び特別
 任教諭 の教科道徳の推
 進、キャリア教
 育の推進、部活
 動指導(吹奏
 楽)の充実

中野 英水 板橋区立赤塚第二中学 社会科教育の推
 校主幹教諭 進

木下 千津子 板橋区立中台中学校指 国語科教育の推
 導教諭 進

高橋 純一郎 府中市立第四中学校主 東京都公立学校
 任教諭 美術展覧会の運
 営

望月 伸一 東大和市立第四中学校 学校運営の推進
 主幹教諭 (授業改善の取
 組、若手の人材
 育成)

有沼 賢二 武蔵村山市立第五中学 理科教育の推進
 校主幹教諭

山田 僚太 東京都立大島高等学校 農業教育の推進
 主任教諭

井口 伸一 東京都立三宅高等学校 農業教育の推進
 専修実習助手

氏名 特別支援学校 主たる功績

氏名 職名

鎌田 英美 東京都立王子特別支援 特別支援教育の
 学校主幹教諭 推進

田中 登貴子 東京都立南大沢学園主 職業教育に根差
 任教諭 した進路指導の
 充実

市宮 環美 東京都立八王子東特別 特別支援教育の

| | | |
|---|---|--|
| <p>渡邊 涼 東京都立北特別支援学 校主幹教諭 支援学校指導教諭 推進</p> <p>特別支援教育コ ーディネーター としての校外外 への貢献、特別 支援教育の推進</p> | <p>金久保 勝 江東区立深川第五中学校長</p> <p>菅木 啓介 大田区立大森第三中学校長</p> <p>菅野 茂男 世田谷区立船橋希望中学校長</p> <p>由井 良昌 杉並区立西宮中学校長</p> <p>平本 浩実 豊島区立巢鴨北中学校長</p> <p>宮澤 一則 板橋区立中台中学校長</p> <p>勝田 敏行 足立区立千寿桜堤中学校長</p> <p>白倉 孝弘 葛飾区立常盤中学校長</p> <p>沢田 秀夫 葛飾区立新宿中学校長</p> <p>茅原 直樹 江戸川区立二之江中学校長</p> <p>川崎 純一 江戸川区立小岩第一中学校長</p> <p>橋本 顕嗣 町田市立忠生中学校長</p> <p>高橋 清吾 日野市立日野第一中学校長(統括校長)</p> <p>花田 茂 国分寺市立第二中学校長</p> <p>権藤 義彦 多摩市立落合中学校長</p> <p>矢野 尊久 西東京市立田無第二中学校長</p> | <p>氏 名 職 名</p> <p>村山 孝 東京都立府中けやきの森学園校長(統括 校長)</p> <p>田邊 陽一郎 東京都立江東特別支援学校長</p> <p>山本 優 東京都立多摩桜の丘学園校長(統括校 長)</p> <p>川口 真澄 東京都立臨海青海特別支援学校長</p> |
| <p>三 個人表彰(管理職)</p> <p>加部 務 東京都立水元小合学園 主幹教諭 オリンピック・ パラリンピック 教育の推進</p> <p>氏 名 職 名 校</p> <p>川崎 勝久 新宿区立花園小学校長</p> <p>畑中 秀夫 文京区立青柳小学校長</p> <p>松本 絵美子 文京区立窪町小学校長</p> <p>佐藤 貴生 台東区立東泉小学校長</p> <p>長谷 豊 目黒区立八雲小学校長</p> <p>東山 良彦 大田区立馬込第三小学校長</p> <p>寺村 尚彦 世田谷区立砦小学校長</p> <p>加納 一好 渋谷区立千駄谷小学校長</p> <p>渡島 郁弘 中野区立平和の森小学校長</p> <p>天野 英幸 荒川区立汐入東小学校長</p> <p>関口 文彦 板橋区立板橋第七小学校長</p> <p>世古 徳浩 練馬区立光が丘春の風小学校長</p> <p>田村 正弘 足立区立千寿桜小学校長</p> <p>有賀 康美 八王子市立第八小学校長</p> <p>関口 保司 立川市立第八小学校長</p> <p>佐藤 広明 青梅市立霞台小学校長</p> <p>水野 伸一郎 西東京市立中原小学校長</p> | <p>氏 名 職 名 校</p> <p>東 浩通 東京都立六郷工科高等学校副校長</p> <p>加瀬 きよ子 東京都立芝商業高等学校副校長</p> <p>林 修 東京都立芝商業高等学校長</p> <p>内藤 千春 東京都立武蔵丘高等学校長</p> <p>岡田 正治 東京都立文京高等学校長</p> <p>江本 敏男 東京都立上野高等学校長(統括校長)</p> <p>佐藤 文泰 東京都立国立高等学校長(統括校長)</p> <p>齋藤 義弘 東京都立農業高等学校長</p> | <p>四 団体表彰</p> <p>氏 名 職 名</p> <p>学校等の名称 主たる功績</p> <p>文京区立青柳小学校 幼小連携</p> <p>板橋区立上板橋第四小学校 プログラミング教育</p> <p>八王子市立第五小学校 オリンピック・パラリンピ ック教育の充実 体育・健康教育の推進</p> <p>福生市立福生第七小学校 ICT機器を用いた教育の 推進</p> <p>狛江市立狛江第五小学校 プログラミング教育の推進</p> <p>武蔵村山市立第一小学校 小学校動物飼育推進校及び 持続可能な社会づくりに向 けた教育推進校</p> <p>三宅村立三宅小学校 プログラミング教育の推進</p> <p>中 学 校 主たる功績</p> <p>江東区立深川第七中学校 情報モラル教育の推進</p> <p>調布市立第五中学校 安全教育の推進</p> <p>学校等の名称 主たる功績</p> <p>清瀬市西部共同事務室 共同事務室運営</p> |

東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程の公告について

東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程(平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和三年三月十八日

東京消防庁
消防総監 安藤 俊雄

東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程

平成6年9月30日

東京消防庁訓令第30号

改正 平成7年3月30日訓令第15号

平成8年3月29日訓令第5号

平成9年7月10日訓令第31号

平成19年9月26日訓令第40号

平成24年7月17日訓令第29号

平成25年3月8日訓令第13号

平成29年7月25日訓令第18号

令和2年3月12日訓令第19号

令和2年3月31日訓令第33号

令和3年3月10日訓令第10号

(目的)

第1条 この規程は、東京消防庁の所管する許認可等事務の標準処理期間を定め、行政手続の公正の確保及び透明性の向上を図り、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することにより、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等事務 申請(法令及び条例等に基づき、知事(東京消防庁が所管する場合に限る。以下同じ。)、消防総監又は消防署長の許可、認可、承認その他の自己に對し何らかの利益を付与する処分を求める行為であつて、当該行為に對して知事、消防総監又は消防署長が諾否の応答をすべきこととされているもの)に基づいて処理する事務をいう。
- (2) 処理機関 許認可等事務に係る申請に對する処分を行う本庁及び消防署をいう。
- (3) 標準処理期間 許認可等事務の処理に通常要する期間をいう。
- (4) 経由機関 申請の提出先が、処理機関と異なる機関である場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関に到達してから、処理機関に到達するまでに通常要する日数をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、法令を根拠とする許認可等事務にあつては別表第1に、条例等を根拠とする許認可等事務にあつては別表第2にそれぞれ定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請が処理機関(経由機関がある場合は当該機関)に到達した

日から起算して処分をする日までの日数とする。

2 次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

(1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数

(2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数
（処理機関の責務）

第5条 処理機関は、許認可等事務については、別表第1及び別表第2にそれぞれ定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

2 処理機関は、許認可等事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供しよう努めるものとする。

別表第1（第3条関係）

| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間（H） | 経由機関 | 経由日数（標準処理期間内の日数） | 備考 |
|----|--------------------------------|-----------------|-------------------|-----------|------|------------------|-------------------------------|
| 1 | 警戒線通行証の貸与 | 消防法施行規則第48条第1項 | 総務部総務課 | 10 | 消防署 | 4 | |
| 2 | 行政財産の使用許可（公有財産管理運用委員会付議を要するもの） | 地方自治法第238条の4第7項 | 総務部施設課 | 105 | 消防署 | 6 | 無償事業の場合の処理期間は40日。使用料評価に日数を要す。 |
| 3 | 行政財産の使用許可（財産運用部長協議を要するもの） | 地方自治法第238条の4第7項 | 総務部施設課 | 95 | 消防署 | 6 | 無償事業の場合の処理期間は30日。使用料評価に日数を要す。 |
| 4 | 行政財産の使用許可（上記2及び3以外のもの） | 地方自治法第238条の4第7項 | 総務部施設課（自動販売機は消防署） | 85 | 消防署 | 6 | 無償事業の場合の処理期間は20日。使用料評価に日数を要す。 |
| 5 | 給付を受ける権利の裁定 | 恩給法第12条 | 人事部職員課 | 90 | | | 扶助料裁定で18歳以上の重度障害者の認定に日数を要す。 |
| 6 | 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認 | 消防法第10条第1項 | 消防署 | 3 | | | 震災時等において、速やかに承認する。 |
| 7 | 危険物施設の設置・変更許可 | 消防法第11条第1項 | 予防部危険物課 | 20 | 消防署 | 15 | |
| 8 | 危険物施設の設置・変更許可 | 消防法第11条第1項 | 消防署出張所 | 15 | | | |

| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間 (日) | 經由機関 | 經由日数 (標準処理期間内 の日数) | 備考 |
|----|---------------|--------------------|---------|---------------|------|--------------------------|--------------------------|
| 9 | 危険物施設の設置・変更許可 | 消防法第11条第1項 | 予防部危険物課 | 20 | | | 島しょ地区 |
| 10 | 危険物施設の完成検査 | 消防法第11条第5項 | 消防署出張所 | 3 | | | |
| 11 | 危険物施設の完成検査 | 消防法第11条第5項 | 予防部危険物課 | 5 | | | 島しょ地区 |
| 12 | 危険物施設の仮使用承認 | 消防法第11条第5項 | 消防署出張所 | 3 | | | |
| 13 | 危険物施設の仮使用承認 | 消防法第11条第5項 | 予防部危険物課 | 3 | | | 島しょ地区 |
| 14 | 危険物施設の完成検査前検査 | 消防法第11条第2項 | 消防署出張所 | 5 | | | |
| 15 | 危険物施設の完成検査前検査 | 消防法第11条第2項 | 予防部危険物課 | 5 | | | 島しょ地区 |
| 16 | 予防規程の認可、変更認可 | 消防法第14条第2項 | 消防署 | 10 | | | 制定の場合は10日、変更の場合は5日 |
| 17 | 予防規程の認可、変更認可 | 消防法第14条第2項 | 予防部危険物課 | 10 | | | 島しょ地区。制定の場合は10日、変更の場合は5日 |
| 18 | 保安検査 | 消防法第14条の3 | 消防署 | 15 | | | |
| 19 | 保安検査 | 消防法第14条の3 | 予防部危険物課 | 15 | | | 島しょ地区 |
| 20 | 完成検査済証の再交付 | 危険物の規制に関する政令第8条第4項 | 消防署出張所 | 3 | | | |

| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間 (日) | 經由機関 | 經由日数 (標準処理期間内 の日数) | 備考 |
|----|------------------------------|-----------------------|---------|---------------|------|--------------------------|-------|
| 21 | 完成検査済証の再交付 | 危険物の規制に関する政令第8条第4項 | 予防部危険物課 | 3 | | | 島しょ地区 |
| 22 | 保安検査時期の変更・延長 | 危険物の規制に関する政令第8条の4第2項 | 消防署 | 5 | | | |
| 23 | 保安検査時期の変更・延長 | 危険物の規制に関する政令第8条の4第2項 | 予防部危険物課 | 10 | | | 島しょ地区 |
| 24 | 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長 | 危険物の規制に関する規則第62条の5第3項 | 消防署 | 5 | | | |
| 25 | 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長 | 危険物の規制に関する規則第62条の5第3項 | 予防部危険物課 | 7 | | | 島しょ地区 |
| 26 | 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れ点検期間延長 | 危険物の規制に関する規則第62条の5第3項 | 消防署 | 5 | | | |
| 27 | 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れ点検期間延長 | 危険物の規制に関する規則第62条の5第3項 | 予防部危険物課 | 7 | | | 島しょ地区 |
| 28 | 休止中の地下埋設配管の漏れ点検期間延長 | 危険物の規制に関する規則第62条の5第3項 | 消防署 | 5 | | | |

| | | | | | | | |
|----|----------------------|--------------------------------|----------|-----------|--------|------------------|-------|
| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間（H） | 經由機関 | 經由日数（標準処理期間内の日数） | 備考 |
| 29 | 休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長 | 危険物の規制に関する規則第62条の5の3第3項 | 予防部危険物課 | 7 | | | 島しょ地区 |
| 30 | 防火対象物点検報告特例認定 | 消防法第8条の2の3第1項 | 消防署出張所 | 30 | | | |
| 31 | 防災管理点検報告特例認定 | 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項 | 消防署出張所 | 30 | | | |
| 32 | 危険物取扱者免状の交付 | 消防法第13条の2第3項 | 予防部防火管理課 | 14 | | | |
| 33 | 危険物取扱者免状の写真以外の書換え | 危険物の規制に関する政令第34条 | 予防部防火管理課 | 20 | 消防署出張所 | 6 | |
| 34 | 危険物取扱者免状の写真の書換え | 危険物の規制に関する政令第34条 | 予防部防火管理課 | 20 | 消防署出張所 | 6 | |
| 35 | 危険物取扱者免状の再交付 | 危険物の規制に関する政令第35条第1項 | 予防部防火管理課 | 20 | 消防署出張所 | 6 | |
| 36 | 危険物取扱者保安講習 | 消防法第13条の23 | 消防署出張所 | 1 | | | |
| 37 | 消防設備士免状の交付 | 消防法第17条の7第1項 | 予防部防火管理課 | 14 | | | |
| 38 | 消防設備士免状の写真以外の書換え | 消防法施行令第36条の5 | 予防部防火管理課 | 20 | 消防署出張所 | 6 | |

| | | | | | | | |
|----|----------------|-----------------|----------|-----------|--------|------------------|----|
| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間（H） | 經由機関 | 經由日数（標準処理期間内の日数） | 備考 |
| 39 | 消防設備士免状の写真の書換え | 消防法施行令第36条の5 | 予防部防火管理課 | 20 | 消防署出張所 | 6 | |
| 40 | 消防設備士免状の再交付 | 消防法施行令第36条の6第1項 | 予防部防火管理課 | 20 | 消防署出張所 | 6 | |
| 41 | 消防設備士講習 | 消防法第17条の10 | 消防署出張所 | 1 | | | |

別表第2(第3条関係)

| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間(日) | 経由機関 | 経由日数(標準処理期間内の日数) | 備考 |
|----|-----------------|--------------------------|-------|-----------|-------------|------------------|-----------------------------------|
| 1 | 公文書の開示請求 | 東京都情報公開条例第5条 | 本庁主管課 | 14 | 総務部総務課又は消防署 | 2 | 条例第12条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。) |
| 2 | 保有個人情報の開示請求 | 東京都個人情報保護に関する条例第12条第1項 | 本庁主管課 | 14 | 総務部総務課又は消防署 | 2 | 条例第14条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。) |
| 3 | 保有個人情報の訂正請求 | 東京都個人情報保護に関する条例第18条第1項 | 本庁主管課 | 30 | 総務部総務課又は消防署 | 2 | 条例第20条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。) |
| 4 | 保有個人情報利用の停止請求 | 東京都個人情報保護に関する条例第21条の3第1項 | 本庁主管課 | 30 | 総務部総務課又は消防署 | 2 | 条例第21条の6で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。) |
| 5 | 保有特定個人情報の開示請求 | 東京都特定個人情報保護に関する条例第26条第1項 | 本庁主管課 | 14 | 総務部総務課又は消防署 | 2 | 条例第28条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。) |
| 6 | 保有特定個人情報の訂正請求 | 東京都特定個人情報保護に関する条例第35条第1項 | 本庁主管課 | 30 | 総務部総務課又は消防署 | 2 | 条例第38条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。) |
| 7 | 保有特定個人情報の利用停止請求 | 東京都特定個人情報保護に関する条例第41条第1項 | 本庁主管課 | 30 | 総務部総務課又は消防署 | 2 | 条例第44条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。) |

| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間(日) | 経由機関 | 経由日数(標準処理期間内の日数) | 備考 |
|----|----------------|-----------------------------------|--------|-----------|------|------------------|-----------------------------|
| 8 | 給付を受ける権利の裁定 | 東京都恩給条例第11条 | 人事部職員課 | 90 | | | 扶助料裁定で18歳以上の重度障害者の認定に日数を要す。 |
| 9 | 給付を受ける権利の裁定 | 雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例第6条 | 人事部職員課 | 90 | | | 扶助料裁定で18歳以上の重度障害者の認定に日数を要す。 |
| 10 | 療養期間及び療養方法等の変更 | 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則第5条第2項 | 消防団課 | 7 | 消防署 | 4 | |
| 11 | 補償の請求 | 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則第8条 | 消防団課 | 25 | 消防署 | 4 | |
| 12 | 年金証書の再交付 | 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則第23条第1項 | 消防団課 | 7 | 消防署 | 3 | |
| 13 | 異動届 | 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則第25条 | 消防団課 | 7 | 消防署 | 3 | |

| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間 (日) | 經由機関 | 經由日数 (標準処理期間内 の日数) | 備考 |
|----|--------------------|------------------------------------|----------|---------------|------|--------------------------|----|
| 14 | 年金の支給停止等 | 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則 第26条第2項 | 防災部消防団課 | 7 | 消防署 | 3 | |
| 15 | 患者等搬送事業者の認定 | 救急業務等に関する条例 第14条第2項 | 救急部救急指導課 | 14 | 消防署 | 10 | |
| 16 | 患者等搬送事業内容の変更 | 救急業務等に関する条例 第18条 | 救急部救急指導課 | 14 | 消防署 | 10 | |
| 17 | 性能試験 | 火災予防条例 第63条第2項 | 予防部予防課 | 40 | | | |
| 18 | 性能試験結果証明 | 火災予防条例 第63条第2項 | 予防部予防課 | 3 | | | |
| 19 | 優良防火対象物認定 | 火災予防条例 第55条の5の10第2項 | 消防署出張所 | 30 | | | |
| 20 | 認定優良防火対象物変更認定 | 火災予防条例 第55条の5の13 | 消防署出張所 | 15 | | | |
| 21 | 防火安全技術講習を実施する機関の登録 | 火災予防条例 第63条の2第3項 | 予防部予防課 | 65 | | | |
| 22 | 危険物施設の許可書の再交付 | 火災予防施行規程 第3条の3第1項 | 消防署出張所 | 3 | | | |

| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間 (日) | 經由機関 | 經由日数 (標準処理期間内 の日数) | 備考 |
|----|---------------|-------------------------|----------|---------------|--------|--------------------------|--|
| 23 | 危険物施設の再交付 | 東京都危険物の規制に関する条例 第13条第1項 | 予防部危険物課 | 3 | | | 島しょ地区 |
| 24 | タンク検査済証の再交付 | 火災予防施行規程 第3条の3第1項 | 消防署出張所 | 3 | | | |
| 25 | タンク検査済証の再交付 | 東京都危険物の規制に関する条例 第14条 | 予防部危険物課 | 3 | | | 島しょ地区 |
| 26 | 禁止行為の解除承認 | 火災予防条例 第23条第1項 | 消防署出張所 | 5 | | | 火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置(平成16年6月東京消防庁告示第7号)第1、2、(3)及び(4)の場合の処理期間は10日 |
| 27 | 自衛消防技術試験 | 火災予防条例 第62条の4第1項 | 消防署出張所 | 1 | | | |
| 28 | 自衛消防技術認定証の交付 | 火災予防条例 第62条の4第2項 | 予防部防火管理課 | 7 | | | |
| 29 | 自衛消防技術認定証の書換え | 火災予防条例 第62条の4第3項 | 予防部防火管理課 | 7 | 消防署出張所 | 3 | |

| 番号 | 事務名 | 根拠法令 | 処理機関 | 標準処理期間 (日) | 経由機関 | 経由日数 (標準処理期間内 の日数) | 備考 |
|----|----------------------------|---------------------------|------------------------------|---------------|------------|--------------------------|----|
| 30 | 自衛消防技術 認定証の再交 付 | 火災予防条例 第62条の4 第4項 | 予防部防 火管理課 | 7 | 消防署 出張所 | 3 | |
| 31 | 直接通報の承 認 | 火災予防条例 第61条の2 | 消防署 | 16 | | | |
| 32 | 代理通報事業 者の認定 | 火災予防条例 第61条の2 の3 | 防災部防 災安全課 予防部防 火管理課 | 30 | | | |
| 33 | 防火管理技能 講習を実施す る機関の登録 | 火災予防条例 第55条の3 の5第2項 | 予防部防 火管理課 | 65 | | | |

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 七〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

